

重要事項確認書

次の項目をよくお読みになり、署名または記名押印の上、申込書と一緒に提出をお願いします。

○利用申込み・利用調整について

1	「認定こども園・保育園等利用申込みのご案内（2・3号認定用）」及びその他関係書類に関しては全てお読みになり、理解したものと対応します。
2	保育所等は面積、保育士数、保育状況等により受入人数が決まります。退所等により空きがある場合のみ利用調整を行いますので、希望する月に必ず利用できるとは限りません。
3	事前に利用を希望する施設の見学を行い、保育内容等をご理解した上でお申込みください。
4	0歳児クラスの利用において、利用を希望する月の1日時点で受入月齢に達している必要があります。
5	令和6年4月利用希望のうち転入予定で申込みされた場合、令和6年3月31日までに豊見城市に転入できない時は、施設利用の内定又は決定が取り消しとなります。
6	保育料等に未納があり納付相談がない又は分納計画を履行しない場合は、次年度の保育所等利用が継続できない可能性があります。
7	利用申込み後、世帯状況・勤務状況等に変更があった場合は速やかにご連絡ください。申込内容が事実と異なると判明した場合は、利用調整対象から外れたり、施設利用の内定又は決定を取り消すことがあります。
8	保育を必要とする程度の高いものから順次利用調整するため、締切日までに提出された書類を基に保育を必要とする程度を判断します。締切日後に提出された書類は、次回の利用調整からの審査対象となります。
9	施設利用の内定又は決定後であっても、利用施設での面談及び健康診断等の結果により、集団保育に適さないと判断された場合は、利用できないことがあります。

○施設利用について

1	育児休業からの復職を事由に申し込んだ方は利用開始月の翌月20日までに復職する必要があります。復職が出来ない場合、退所となります。
2	求職を事由に利用している場合の利用可能期間は、年度において90日が経った月の月末までです。期間内に就労証明書等の提出がない場合は退所となります。
3	世帯状況や保育を必要とする事由が変わった場合は、その都度必要な書類を届け出てください。届け出がない場合、その事実が判明した時点で途中退所となることがあります。（勤務状況の変更、退職、求職等）
4	特別な事情がなく1ヵ月以上保育所等を利用していない場合、保育を必要とする事由に該当しないとして、退所となります。
5	市外に転出した場合や保育所等入所要件を満たさなくなった場合は、利用希望期間に関係なく退所となります。

○保育料について

1	保育料等の算定方法及び納付に関しては全てお読みになり、理解したものと対応します。
2	年度途中で世帯状況が変わり保育料が変更となる場合、その日の属する月の翌月から保育料の変更を行います。（生活保護受給、婚姻、離婚、同居、別居、障がい世帯への変更等）※世帯の状況が変わった場合はその都度ご連絡ください。
3	所得の修正申告により、市町村民税額が変更された場合、変更した日の属する月の翌月から保育料が変更となります。ただし、市町村民税額が変更となっても、保育料が変わらない場合があります。
4	祖父母等と同居している世帯の場合、祖父母等の市民税額を合算し保育料を決定することがあります。
5	前年度または当該年度の1月1日時点で豊見城市に住所が無い保護者は、申込書に個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。マイナンバーの記入が困難な場合は所得課税証明書（全項目が記載されたもの）の提出が必要です。また、住所はあるが未申告の保護者については、税務課等で申告する必要があります。保育料算定時に課税情報が確認できない場合、保育料を最高額で決定します。
6	納付期限を過ぎて保育料が未納となっている場合は児童手当より保育料を徴収する場合があります。
7	3歳児クラス以上の利用料は無償化となりますが、別に給食費の負担があります。
8	保育料等の払い戻しについては、同年度分のみ対応となります。

○その他

1	4月利用調整及び支給認定申請に関する審査に時間を要することから、4月利用の教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書に対する支給認定証は、利用調整の結果とともに1月下旬頃に交付します。
---	---

以上のことについて確認し、了承しました。

令和 年 月 日

保護者名
